

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則…………… (障がい者保健福祉課) 30
- 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則…………… (子ども政策企画課・子ども家庭支援課) 30

告 示

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定…………… (循環型社会推進課) 31
- 道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課) 31
- 知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課) 31
- 知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課) 32
- 水防法による洪水予報河川の指定…………… (維持管理防災課) 32
- 道路の供用の開始 (2件)…………… (維持管理防災課) 32

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)…………… 32

道監査委員公表

- 令和7年度包括外部監査の結果の公表…………… 34

道公安委員会告示

- 北海道公安委員会等における情報セキュリティに関する規程…………… 34

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 35

規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴

う関係規則の整理に関する規則

(北海道障害者介護給付費等不服審査会規則の一部改正)

第1条 北海道障害者介護給付費等不服審査会規則(平成18年北海道規則第46号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第48条第1項」を「第58条第1項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年北海道規則第70号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第43条の7第1項」を「第49条第1項」に改め、同条第4項中「第43条の7第2項」を「第49条第2項」に改める。

別記第14号様式中「第43条の7第1項」を「第49条第1項」に改める。

別記第15号様式中「第43条の7第2項」を「第49条第2項」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第14号様式又は別記第15号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、同条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第14号様式及び別記第15号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第10号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年北海道規則第20号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同条中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査(以下この条において「健康診断等」という。))が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同条の表に次のように加える。

乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)|入所した乳幼児に対する入所時の健康診

に対する健康診査

断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第5条第1号及び附則第2項中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

（北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同条中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（以下この条において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同条の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査

通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

（北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「幼児」の次に「（第7条及び第9条第1項第2号において「乳幼児」という。）」を加える。

第7条の見出し中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同条中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（以下この条において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同条の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査

入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第9条第1項第2号中「乳児又は幼児」を「乳幼児」に改める。
附則第2項中「4.95平方メートル（乳児又は幼児）を「4.95平方メートル（乳児又は幼児（第7条及び第9条第1項第2号において「乳幼児」という。））」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第120号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和8年3月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1 形質変更時要届出区域 小樽市銭函5丁目192番1、193番1及び193番2（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課に備えて縦覧に供する。）

北海道告示第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（士幌川西西地区（農業用排水施設、区画整理、農用地造成））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局のウェブサイトにおいて、令和8年3月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年3月17日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和8年3月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町字西様似155
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西様似155（次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和8年3月17日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 二海郡八雲町大新464、470、476、477、春日870
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第124号

水防法（昭和24年法律第193号）第11条第1項の規定により、洪水予報を行う河川を次のとおり指定する。

令和8年3月17日

北海道知事 鈴木直道

水系名	河川名	区 間	
		左 岸	右 岸
十勝川	美生川	河西郡芽室町東4条南4丁目1番12地先の新生橋下流	河西郡芽室町新生南4線23番4地先の新生橋下流端か

		端から十勝川への合流点まで	ら十勝川への合流点まで
十勝川	途別川	中川郡幕別町字古舞6番2地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住720番2地先のJR根室本線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで	中川郡幕別町字古舞15番地2地先の新生橋下流端から中川郡幕別町字千住719番1地先のJR根室本線鉄橋下流端の直轄区間との接合点まで

北海道告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 札幌夕張線	夕張郡長沼町字馬追1927番29地先（河川敷地）から同郡長沼町字馬追687番10地先まで	令和8年3月19日 午前6時

北海道告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 問寒別佐久停車場線	中川郡中川町字琴平8番1地先から同郡中川町字琴平40番1地先まで	令和8年3月22日 午後4時

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第50号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月17日

北海道オホーツク総合振興局長 野村博明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 入札番号1 乗用自動車の賃貸借（オホーツク合同庁舎及び東部森林室） 一式（1月当たりの単価） 4台分
 - (2) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借（北見高等技術専門学院） 一式（1月当たりの単価） 1台分
- 2 落札を決定した日
令和8年2月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 北見三菱自動車販売株式会社
 - (2) 住所 北見市本町5丁目10番25号
- 4 落札金額
 - (1) 1の(1) 123,200円
 - (2) 1の(2) 30,800円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和7年12月16日付け北海道オホーツク総合振興局告示第125号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課
 - (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道十勝総合振興局告示第1008号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月17日

北海道十勝総合振興局長 野口正浩

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 入札番号1
 - ア 落札に係る物品等の名称
モノクロ複写機の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）（課税課） 一式（1月及び1枚当たりの単価）
 - イ 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たりモノクロ2,100枚
 - (2) 入札番号2
 - ア 落札に係る物品等の名称
モノクロ複写機の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）（保健環境部環境生活課） 一式（1月及び1枚当たりの単価）
 - イ 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たりモノクロ15,700枚
- (3) 入札番号3
 - ア 落札に係る物品等の名称
モノクロ複写機の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）（産業振興部調整課及び整備課） 一式（1月及び1枚当たりの単価）
 - イ 調達台数及び調達予定数量
2台及び1月当たりモノクロ5,300枚
- (4) 入札番号4
 - ア 落札に係る物品等の名称
カラー複写機の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）（産業振興部耕地出張所） 一式（1月及び1枚当たりの単価）
 - イ 調達台数及び調達予定数量
3台及び1月当たりモノクロ4,000枚 カラー7,500枚
- (5) 入札番号5
 - ア 落札に係る物品等の名称
モノクロ複写機の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）（産業振興部林務課） 一式（1月及び1枚当たりの単価）
 - イ 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たりモノクロ6,000枚
- (6) 入札番号6
 - ア 落札に係る物品等の名称
モノクロ複写機の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）（保健環境部保健行政室） 一式（1月及び1枚当たりの単価）
 - イ 調達台数及び調達予定数量
1台及び1月当たりモノクロ40,600枚

- 2 落札を決定した日
令和8年2月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 コニカミノルタジャパン株式会社
 - (2) 住所 東京都港区芝浦1丁目1番1号

- 4 落札金額
- (1) 1の(1)
- ア 基本料金 9,000円
- イ 複写料金 0.60円
- (2) 1の(2)
- ア 基本料金 11,000円
- イ 複写料金 0.50円
- (3) 1の(3)
- ア 基本料金 12,000円
- イ 複写料金 0.60円
- (4) 1の(4)
- ア 基本料金 5,000円
- イ 複写料金 モノクロ 0.60円、カラー 2.34円
- (5) 1の(5)
- ア 基本料金 11,700円
- イ 複写料金 0.60円
- (6) 1の(6)
- ア 基本料金 10,000円
- イ 複写料金 0.50円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和8年1月16日付け北海道十勝総合振興局告示第1003号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道十勝総合振興局総務課
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

道 監 査 委 員 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、令和8年2月9日、桶谷和人包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道のホームページ（URL [https://](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/)

www.pref.hokkaido.lg.jp/) から閲覧することができる。
令和8年3月17日

北海道監査委員 村 木 中
北海道監査委員 松 山 丈 史
北海道監査委員 深 瀬 聡
北海道監査委員 佐 藤 則 子

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第44号

北海道公安委員会等における情報セキュリティに関する規程を次のように定める。

令和8年3月17日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

北海道公安委員会等における情報セキュリティに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道公安委員会等が保有する情報の機密性、完全性及び可用性を維持するため、北海道公安委員会等が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 北海道公安委員会等 北海道公安委員会及び方面公安委員会をいう。
- (2) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (3) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (4) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (5) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (6) 警察情報システム 北海道警察が整備する情報システムをいう。
- (7) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）

イ 警察情報システムから出力された情報

ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって北海道公安委員会等が取り扱うもの

エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(管理対象情報の分類)

第3条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

(委員の責務)

第4条 北海道公安委員会等の委員は、警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第5条 北海道公安委員会等の運営に関して、警察情報システムにより情報を取り扱う場合は、この規程に定めるもののほか、北海道警察本部長が定める情報セキュリティに関する規程によるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第173号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月17日

北海道警察本部長 友 井 昌 宏

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 名 称 中型運転免許用技能試験車両等の賃貸借 (1月当たりの単価)

(2) 数 量 中型運転免許用技能試験車両 3台分

準中型運転免許用技能試験車両 3台分

2 落札を決定した日

令和8年2月27日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 いすゞリースサービス株式会社

(2) 住 所 神奈川県横浜市西区高島1丁目2番5号

4 落札金額

1,236,180円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和8年1月16日付け北海道警察本部告示第19号